

亀山市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和6年 6月28日

1. 趣旨

亀山市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託について公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するために必要な事項を定める。

2. 業務目的

本業務は、亀山市が管理する橋梁について、長寿命化修繕計画の支援を行うものである。当市が管理する橋梁315橋については、法定点検2巡目が完了しており、その点検結果及び健全度評価を基に橋梁メンテナンスサイクルの効率的・効果的なあり方を検討するものである。

3. 業務概要

- (1) 業務名 亀山市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託
- (2) 業務内容 亀山市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月20日（木）まで
- (4) 契約上限額 17,999,300 円（消費税及び地方消費税額を含む）以内

4. 参加資格要件

この要領に基づくプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に「計画策定・コンサルティング」の取り扱い業者としての登録がされていること。
- (3) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生開始手続きの申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (5) 破産法（昭和16年法律第75号）第30条の規定による破産手続開始の決定がなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第514条の規定による特別清算開始の命令がなされていないこと。
- (7) 本店の所在地において国税、地方税その他の公租公課を滞納していないこと。

- (8) 過去に橋梁に関する個別施設計画（長寿命化修繕計画）策定に関する業務実績（対象橋梁300橋以上）を有すること。
- (9) 直近5年以内に国又は地方公共団体が発注する業務において、橋梁メンテナンスに係る維持管理台帳または維持管理システム等の導入実績を有すること。
- (10) 直近5年以内に国又は地方公共団体が発注する業務において、インフラメンテナンスに係る官民連携事業の導入検討または発注支援に関わる業務実績を有すること。
- (11) 管理技術者について次に掲げる要件を満たしている者を配置すること。
 - (ア) 直近の5年以内に橋梁に関する個別施設計画（長寿命化修繕計画）策定に関する業務実績を有すること。
 - (イ) 技術士：建設部門（鋼構造及びコンクリート）又は RCCM（鋼構造物及びコンクリート）の資格を有すること。
- (12) 照査技術者について次に掲げる要件を満たしている者を配置すること。
 - (ア) 直近の5年以内に橋梁に関する個別施設計画（長寿命化修繕計画）策定に関する業務実績を有すること。
 - (イ) 技術士：建設部門（鋼構造及びコンクリート）又は技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者）の資格を有すること。
- (13) 事業の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (14) 本業務の実施について、本市と緊密な連絡調整が取れる体制が整備されていること。

5. 担当部署

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

亀山市建設部建設管理課道路保全グループ

電話0595-84-5041 ファクシミリ0595-82-9669

電子メール hozen@city.kameyama.mie.jp

6. 実施要領等の交付

(1) 交付期間

令和6年6月28日（金）から同年7月11日（木）まで（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所

5の担当部署とする。

(3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(4) 交付書類

① 亀山市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

② 亀山市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託仕様書

7. プロポーザル参加意思表明書等の提出

プロポーザル参加希望者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- | | |
|---|-----|
| ①プロポーザル参加意思表明書（様式1） | 1部 |
| ②業務実績調書（様式2） | 6部 |
| ③会社概要書（様式3）及び会社パンフレット | 各6部 |
| ④申請者が法人である場合は履歴事項全部事項証明書の写し、個人である場合は代表者の身分証明書又は住民票の写し | 1部 |
| ⑤納税証明書（公告日から起算して6月以内に発行されたもの） | 1部 |
| ⑥誓約書（様式4） | 1部 |

(2) 提出期間

令和6年6月28日（金）から同年7月11日（木）まで（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（郵送の場合、必着）

(3) 提出場所

5の担当部署とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

8. 参加資格審査

4に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書で審査結果を通知する。

- ①参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書等の提出を要請する旨
- ②参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格が無い旨及びその理由

9. 提案内容

業務履行上重要なテーマとなる要件

以下のテーマについて、有効な提案がされた場合に高く評価する。

①実効性の高い修繕実施計画

修繕実施計画の作成において、着眼点が的確であり、具体的かつ実効性の高い計画とする提案をしてください。

②短期的な数値目標及びコスト縮減効果の検討

個別施設計画の策定で求められている、短期的な数値目標の設定及びコスト縮減効果の検討において、実効性の高い具体的な検討方法を提案してください。

③インフラメンテナンスの方針

今後、技術者不足の深刻化が想定される中で、インフラメンテナンスの効率的・効果的なあり方の検討について課題や留意点を挙げるとともに、本市の維持管理体制との整合性が高い提案をしてください。

10. 企画提案書等の提出部数、提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出書類及び提出部数

企画提案書（様式5）	6部
業務実施体制表（様式6）	6部
業務工程表（任意様式）	6部
見積書及び内訳書（任意様式）	1部

(2) 提出期限

令和6年8月9日（金）午後5時（郵送の場合、必着）
（受付は午前8時30分から午後5時まで〔日曜日及び土曜日を除く。〕）

(3) 提出場所

5の担当部署とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

11. 企画提案書等の作成様式及び記載上の留意事項

(1) 提案は、1企画提案者につき1提案とする。

(2) 企画提案書（任意様式）A4版10ページ（様式5、表紙、目次は除く）までとする。

(3) 提出書類のサイズはA4版を原則とするが、業務工程表については、A3版とする。

(4) 業務実施体制表（様式6）には、本業務の担当者として配置を予定しているすべての者を記載すること。

(5) 見積書に記載する額は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額とする。

※様式は自由とするが、積算内訳を明示すること。

12. 質問の受付及び回答

亀山市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領及び同業務委託仕様書の内容に質問がある場合は、質問書（様式7）を提出すること。

(1) 提出期間

令和6年6月28日（金）から同年7月4日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（郵送の場合、必着）

(2) 提出場所

5の担当場所とする。

(3) 提出方法

質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入し、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出すること。なお、質問書が5の担当部署に到着したことを確認すること。

(4) 回答

質問に対する回答は一括して質問回答書として取りまとめ、令和6年7月8日（月）に亀山市ホームページに掲載することとし、個別回答は行わない。

13. 優先交渉権者、次点交渉権者の選定等

(1) 評価・選定方法

選定委員が次表に基づき評価し、選定委員会において、合計点が最も高い企画提案者を優先交渉権者、次に合計点が高い企画提案者を次点交渉権者として選定する。また、合計点が同点の企画提案者が複数ある場合は、委員の多数決により選定する。なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 最低基準点

選定委員会が次表に基づき評価した結果、得点が満点の6割に満たない企画提案者は、優先交渉権者、次点交渉権者として選定しないこととする。

なお、企画提案者が1者のみで、最低基準点に満たなかった場合は、再度公募するものとする。

評価項目	評価基準	配点
業務実績	業務実績の内容等	10
業務実施体制	業務実施体制の適切さ	10
企画提案書	業務内容の理解度 業務の実施方針 提案内容の的確性、有効性、実効性、独自性 業務の実施手順、スケジュールの適切さ	70
見積金額	業務内容に見合った適正な見積額	10
合計		100

(3) 評価区分

評価区分	提案内容	10点配分の場合の例
A	優れた提案である	10点
B	やや優れた提案である	8点
C	標準的な提案である	5点
D	やや劣った提案である	3点
E	評価できない提案である	0点

(4) 選定結果の通知

選定結果は、決定後にプロポーザル参加者全員に通知する。

審査の結果、選定されなかった者は、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領第7条に基づき、その理由について説明を求めることができる。

14. 選定までのスケジュール

(1) 令和6年6月28日(金) 公告及び実施要領等の交付開始

(2) 令和6年7月4日(木) 実施要領及び仕様書に関する質問書の提出期限

- (3) 令和6年7月11日(木) 参加意思表明書の提出期限
- (4) 令和6年7月16日(火) 参加資格審査結果通知書
- (5) 令和6年8月9日(金) 企画提案書等の提出期限
- (6) 令和6年8月26日(月) 選定結果の通知(予定)

15. 失格事項

参加者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 書類の提出期限に遅延した場合
- (2) 本要領に違反すると認められた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積金額が契約上限度を超過している場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合

16. 契約の締結

優先交渉権者に選定された者は、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合において、優先交渉権者として選定された者から見積を徴収する。

なお、協議の結果、合意に至らなかったときは、次点交渉権者と協議を行う。

また、契約内容は、企画提案書に基づくものとする。ただし、提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることがある。

17. その他

- (1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。
- (3) 提案書は、提案者に返却しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、優先交渉権者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに亀山市物品調達等に関する要綱(平成20年亀山市告示第157号)第11条の規定により、その例によることとされている亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱(平成17年亀山市告示第6号)の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (6) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 参加意思表明書提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取り扱いはしない。
- (8) 選定の経過及び選定された優先交渉権者は市ホームページで公開することがある。